

～保険代理店に求められるRMの知識～

34

# リスクマネジメント実践講座

## ARICEホールディングスグループ

http://www.arice-aip.co.jp 株式会社A.I.P 代表取締役 松本 一成

◆株式会社A.I.P  
平成20年7月に営業を開始し、リスクマネジメントを基本とした法人マーケット開拓と支店制度に基づいた仲間作りを推進して業容を拡大している。現在は全国に19支店、2法人営業部、5オフィスを持ち、損害保険約20億、生命保険約25億の取扱いを行う。2010年4月にはリスクマネジメントのコンサルティング及び教育・研修事業等も視野に入れた総合的な組織としてARICEホールディングス株式会社を設立、理念を共有できる代理店と積極的にノウハウやシステム、及びブランドの共有を進めている。

### 第34回 リスク対応②(5.5)

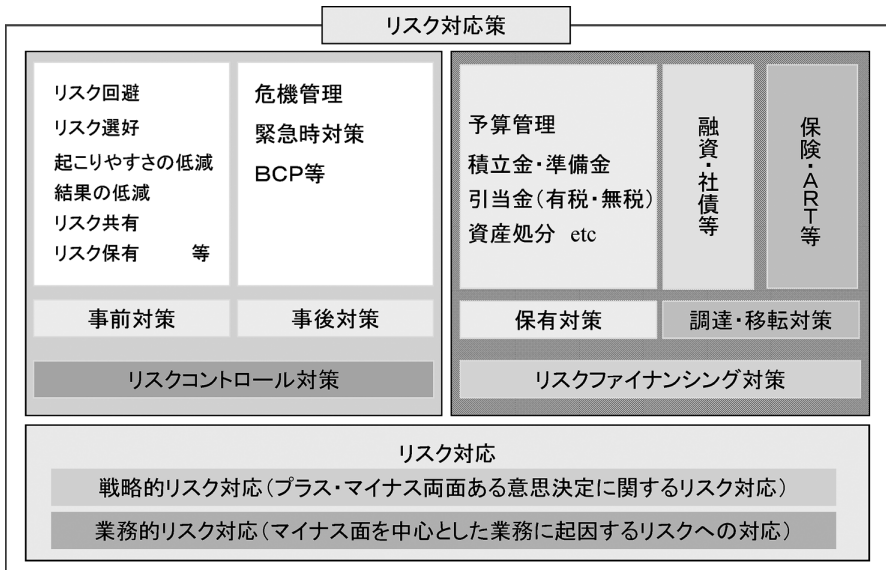
#### 1. リスク対応策の全体像

前回はISO31000のリスク対応からリスク対応策を整理・分類しましたが、今回はリスク対応策を一つ一つ説明していくために、対応するリスクの特徴やリスク対応策の機能に焦点を当てて再度分かりやすく整理・分類したいと思います。

具体的にはリスク対応を検討する上で、以下のように「戦略的リスク」への対応と「業務的リスク」への対応に分類した上で、リスク対応策を「リスクコントロール対策」と「リスクファイナンス対策」に分けて説明したいと思います。

- 1) リスクの特徴による分類 (図1下部参照)  
リスク対応策を検討する上で以下のようにリスクを分類し、それぞれのリスク対応について分けて検討します。  
①戦略的リスク(投機的リスク) 対応  
意思決定に関わるリスクであり、プラス面・マイナス面の両面を持つため、リスクを積極的に取りに行くという「リスク選好」の対応等も必要とされます。具体的には様々な「意思決定」や「経営環境の変化」に関するリスク対応が含まれます。  
②業務的リスク対応  
業務に付随して発生するリスクであり基本的にはマイナス面のみを持つリスクとして分類され、いかにリスクのマイナス面を減少させるかというリスク対応が検討されます。
- 2) リスク対応策の分類 (図1上部参照)  
リスク対応策は大きく「リスクコントロール対策」と「リスクファイナンス対策」に分けられますが、それぞれ以下のような特徴を持ちます。

図1：リスク対応策の全体像



①リスクコントロール対策  
リスクが発生しないように「起こりやすさ」をコントロールする対策と損失を最小限に抑えるための「結果」をコントロールする対策に分けられます。社会に与える影響を最小限に抑えるのは企業の社会的責任でもあり、企業の品質や価値にも影響を与えるため、企業としてまず取り組むべき対策と考えられます。

②リスクファイナンス対策  
リスクが顕在化した時の財務的な損失をカバーするための対策であり、企業の存続を支えるために必要不可欠な対策となりますが事故を起こした後の事後的な対応となるケースが多く、財務的な補填に留まるため、最後の手段として活用する局面が多いと考えられます。

- 3) リスクコントロール対策 (図1左上参照)  
リスクの「起こりやすさ」や「結果」を低減させるための取組ですが、それらの取組はさらに事前対策と事後対策に分けられます。  
①事前対策：事故が発生する前に実施する対策であり、リスク回避や結果及び起こりやすさの低減対策等があります。  
②事後対策：事故の発生後に発動する対策であり、結果の低減に繋がる対策が中心でクライシスマネジメントとも言われ、BCP等も含まれます。
- 4) リスクファイナンス対策 (図1右上参照)  
リスクの顕在化によって被った損失に対する財務的な対策は、以下のようにさらに大きく2種類に分類されます。  
①保有対策：自社の利益や自己資本においてリスクを保有したり、引当金や準備金等のリスクファンドを構築することでリスクに備える対策です。  
②調達・移転対策：有事の際に銀行からの融資や投資家からの出資等で対応する調達対策と保険やART(代替的リスク移転手法)を使ってリスクを移転する対策です。

#### 2. リスク対応策検討の留意点

一つのリスクへの対応策及び管理策には様々なものがありますが、それらは相互に影響を与え合うこととなります。具体的に対応策を検討する際には以下のような点に留意する必要があります。

- 1) 検討の優先順位  
一つのリスクに対する対応策検討の優先順位は、まずいかに事故を起こさない環境を作り、損失を最小化するかどうかというリスクコントロールを検討し、残留リスクに対してはまず自社の財務力やリスクファンドでどこまで対応できるかを検討し、保有できないリスクについて最終的な手段として調達・移転対策を検討します。
- 2) 相互の関連性  
一つのリスクに対する対応策は相互に関連性を持っており、具体的にはリスクコントロール対策を充実させることによってファイナンス対策の必要性や保険への依存度は低下することとなり、保有対策の充実も調達移転対策への依存度を低下させます。逆に保険への過度な依存はリスクコントロールを緩めることに繋がるケースも考えられます。どの対策がリスクコスト(リスクに対する費用の総額)の最小化になるかが対策選定の一つの基準となります。
- 3) 対策実施の優先順位  
リスク対策には即効性がある対策と時間が掛かる対策があり、リスク対策の効果も明確なものとは不明確なものがあるため、それによって実施の優先順位が変わることがあります。具体的には移転対策の保険は保険料を支払った段階で直ぐに機能しますが、一般的に保有対策には時間が掛かります。また、リスクコントロール対策の損失額の低減は比較的対策効果を測定しやすいですが、起こりやすさの効果については非常に測定が困難となります。

#### 3. 保険代理店の役割

保険の商品知識を持つことで数ある保険商品の中から最適なものを選ぶ能力は高まるかもしれませんが、数あるリスク対応策の中から最適な対応策を検討し、その対応策の機能性に基いた保険の最適設計を検討することはできません。保険を売ることは手段であり、お客様を守ることが目的であるとする代理店においては、一つのリスクに対して保険以外の対策についても考慮した上で保険活用のノウハウが求められます。これからの代理店はリスク対応策の全体像から保険を考えることが非常に重要であり、そういった考え方が適切な保険提案に繋がるだけでなく、保険代理店のレベルやステータスを高めていくことに繋がると考えられます。今回は具体的な業務的リスクに対するリスクコントロール対策については記載したいと思います。

参考文献：ISO31000:2009リスクマネジメント 解説と適用ガイド 日本規格協会

## 5月29日に「法定相続情報証明制度」スタート

### 相続登記の申請手続きをはじめ 被相続人の預金払戻し等で負担軽減

#### ■認証文付き法定相続情報一覧図の写しを無料交付

不動産の登記名義人(所有者)が死亡した場合、所有権の移転の登記が必要です。しかし、最近、相続登記が未了のまま放置されるケースが多くなっており、所有者不明土地問題や空き家問題などの一因となっていることが指摘されています。そこで、5月29日から、全国の登記所(法務局)において「法定相続情報証明制度」が始まります。

本制度では、登記所に戸除籍謄本等の一式を提出し、併せて相続関係を一覧に表した図(法定相続情報一覧図)を提出すれば、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付。その後の相続手続きは、法定相続情報一覧図の写しを利用することで、戸除籍謄本等の束を何度も出し直す必要がなくなります。

具体的な手続きとしては、相続

人が登記所に対し、以下の書類をはじめとする必要書類を提出します。

1. 被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍関係の書類等
2. 上記1の記載に基づく法定相続情報一覧図(被相続人の氏名、最後の住所、生年月日及び死亡年月日並びに相続人の氏名、住所、生年月日及び続柄の情報)(別掲参照)

登記官が上記の内容を確認し、認証文付きの法定相続情報一覧図の写しを交付します。

この法定相続情報一覧図の写しは、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用することができます。これにより相続手続きに係る相続人、また相続担当部署双方の負担が軽減されます。

なお、この一覧図の写しは、あくまで戸籍関係書類の代わりで

しかないため、放棄や遺産分割協議の書類は別途必要です。

本制度は、被相続人名義の不動産がない場合(例えば、遺産が銀行預金の場合)でも利用することが可能です。

申出をすることができるのは被相続人の相続人および法定代理人等です。

申出をすることができる登記所は、次の地を管轄する登記所のいずれかで、郵送でも可能です。

- ①被相続人本籍地
- ②被相続人の最後の住所地
- ③申出人の住所地
- ④被相続人名義の不動産の所在地

法務省では、「法定相続情報一覧図の写しは、相続登記にも利用することができます。自分の権利を大切にするとともに、次世代の子どもたちのために、未来につながる相続登記をしませんか?」と呼びかけています。

知ってトクする -894-

## 税務情報



#### ✓ 相続人又は代理人が以下のような法定相続情報一覧図を作成

